

事務連絡
令和3年1月14日

一般社団法人
全日本駐車協会 殿

国土交通省都市局街路交通施設課

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

このたび、感染拡大の防止を図るための対応について、下記のとおり依頼させていただきます。

貴法人におかれては、下記についての周知等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受けた対応について
(依頼)

昨日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1～3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人におかれましては改めて、所管の事業者、関係団体等に対し、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②在宅勤務（テレワーク）等の推進、③催物の開催制限、施設の使用制限等に係る営業時間短縮要請への協力依頼等を行っていただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。

○内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

(別添1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

(別添2) 職場への出勤等（テレワーク等）について

(別添3) 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について